

# 島忠・HOME'S Tカード会員規約

会員規約をよくお読みいただいたうえで、ご利用ください。

## 島忠・HOME'S Tカード特約

### 第1条(名称)

株式会社島忠(以下「島忠」といいます。)&、ポケットカード株式会社(以下「当社」といいます。)は提携し、当社は、「島忠・HOME'S Tカード」(以下「本カード」といいます。)の発行をいたします。

### 第2条(会員)

会員とは、本特約および後掲の会員規約(以下総称して「規約」といいます。)を承認のうえ、当社に対し本カードご利用の申込みをされ、当社が入会を認められた方をいいます。

### 第3条(適用される規約)

- (1)本カードの会員には、本特約および規約(個人情報の取扱いに関する同意条項を含みます。)が適用されます。
- (2)本特約と規約の定めが異なる場合には、本特約が優先して適用されます。
- (3)本カードは、JCB機能を有しており、本規約のJCB機能についての規定が適用されます。

### 第4条(特約の改定)

当社は、本特約を改定する場合、会員にその内容を公表または通知します。なお、本特約が改定され、その改定内容が会員に公表または通知された後に会員が本カードを利用した場合には、会員はその改定を承認したものとみなされることに異議ないものとします。

### 第5条(提携の終了)

本カードに関する当社と島忠との提携が終了した場合には、当社から会員にその旨を通知し、当社の発行する新たなクレジットカードに切り替えることができます。この場合、会員は、本特約に基づく本カードの利用はできなくなりますが、当社が承認した場合には、当社は本カードを会員規約の適用を受けるカードと同様に取扱うことができるものとします。

## 会員規約(自由払い専用Tカード用)

### 第1章 会員/カード

#### 第1条(会員)

会員とは、本規約を承認のうえ、ポケットカード株式会社(以下「当社」といいます。)に対し当社が発行するクレジットカード(以下「カード」といいます。)ご利用の申込みをされ、当社が入会を承認した方をいいます。また、当社において入会のために必要な手続きを完了した日を契約成立日とします。

#### 第2条(カード)

- (1)当社は、会員に対し会員の氏名、会員番号、カードの有効期限など(以下総称して「カード情報」といいます。)を表示したカードを発行します。
- (2)カードは、当社から会員に貸与するものであり、その所有権は当社に帰属します。
- (3)会員は、当社からカードを貸与されたときは、直ちにカード裏面の署名欄に自己の署名を行います。
- (4)カードは、カード上に表示された会員のみが利用することができます。
- (5)会員は、善良なる管理者の注意をもってカードを利用・管理するものとし、他人にカードの貸与、譲渡、担保提供などを行い、もしくはこれら目的のためにカードの占有を移転しません。
- (6)会員は、善良なる管理者の注意をもってカード情報を利用・管理するものとし、いかなる方法によっても、他人にカード情報を利用させません。
- (7)会員は、(3)ないし(6)の規定のいずれかに違反し、カードまたはカード情報が他人に利用されたときは、その利用により発生する当社への支払債務のすべてを支払います。

#### 第3条(カードの有効期限)

- (1)当社は、カードの有効期限を定め、カード上に表示します。有効期限は、カード上に表示された月の末日までです。
- (2)当社は、カードの有効期限満了日以後から退会の申出がなく、かつ当

社が引き続き会員として承認するときは、会員に対し、有効期限を更新した新たなカード(「更新カード」といいます。)を発行します。

- (3)会員は、更新カードの発行を受けたときは、当社が特に指示した場合を除き、会員の責任において、従前のカードを切断するなど利用不能の状態にして処分します。
- (4)当社が更新カードを発行せず、有効期限を経過したときは、会員は当然にカード会員の資格を喪失します。この場合、会員は(3)に準じ、カードを処分します。ただし、残債務が残っている場合には、会員は支払完了後に(3)に準じてカードを処分するものとします。
- (5)カードの有効期限前におけるカードまたはカード情報の利用により発生する当社への支払債務については、有効期限経過後も本規約を適用します。

#### 第4条(年会費)

- (1)会員は、当社に対し所定の年会費をお支払いいただきます。ただし、年会費について当社が別途定めて公表または通知するまで無料とするものがあります。
- (2)年会費は、退会、会員資格の取消その他理由を問わずお返しいたしません。また、年会費のみの請求の場合、当社は請求書の発行を省略することができます。

#### 第5条(暗証番号)

- (1)会員は、当社の定める方法に従い、暗証番号を指定し、当社はこれを登録します。会員の指定がないとき、または当社が暗証番号として不適切と判断したときは、当社が暗証番号を定め、これを会員に通知のうえ登録することがあります。当社は、暗証番号が登録されるまでの間は、カードの機能を制限することがあります。
- (2)会員は、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって利用・管理します。会員は、カードの利用に際し暗証番号が利用されたときは、当社に責がある場合を除き、その利用により発生する当社への支払債務のすべてを支払います。
- (3)当社は、ICチップを組み込んだカード(以下「ICカード」といいます。)の暗証番号を会員の申請により変更する場合、カードの再発行手続きを行います。

#### 第6条(カードの機能)

会員は、カードを利用して、第2章の定めに従い商品・権利の購入およびサービスの提供を受け、もしくはこれらの対価を支払い(以下総称して「ショッピング利用」といいます。)、第3章の定めに従い金銭の借入を受ける(以下「キャッシング利用」といいます。)ことができます。

#### 第7条(カードの利用可能枠)

- (1)カード利用可能枠は、当社が審査し決定した額までといたします。なお、キャッシング利用可能枠については会員の希望する利用額を参考に審査のうえ決定します。会員は、カードの利用可能枠から、利用時におけるショッピングの利用残高、キャッシングの融資金残高を差し引いた金額の範囲内で、ショッピング利用、キャッシング利用(ただし、キャッシング利用可能枠を超えることはできません。)ができます。
- (2)当社は、カードの利用状況、会員の信用状況などに応じて、カードの利用可能枠を増額または減額することができます。ただし、キャッシング利用可能枠は、会員が希望しない限り増額しません。
- (3)会員は、カードの利用可能枠を超えてカードを利用しないものとします。利用可能枠を超えてカードを利用したときは、当社の請求に応じ、直ちに超過金額を一括して当社に支払います。
- (4)当社が会員に対し複数のカードを発行した場合、各々のカードの利用可能枠につき(2)および(3)の規定を適用するほか、複数のカードの合計の利用可能枠を最も利用可能枠の高いカードの利用可能枠に制限し、(3)の規定を適用します。

### 第2章 ショッピング

#### 第8条(ショッピング利用の方法)

- (1)会員は、当社および株式会社ジェーシービー(以下「提携カード会社」といいます。)の加盟店(以下「加盟店」といいます。)において、以下に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。
  - ①カードを提示し、所定の売上票にカードの署名と同一の署名を行うこと。
  - ②売上票への署名に代え当社の定める手続きを行うこと。
- (2)会員は、通信販売(インターネット取引)によるものを含みます。)などの当社が認める取引においては、加盟店に対するカードの提示、売上

票への署名に代え当社の定める手続きを行うことにより、ショッピング利用を行うことができます。

- (3)会員は、電話サービスなどの当社が認める取引においては、カード情報の加盟店への登録(第9条)を行うことなどにより、ショッピング利用を行うことができます。
- (4)当社または加盟店が特に定める商品、サービスの内容によっては、カードの利用が制限され、または利用できない場合があります。また、カードの利用に際して、現金価格、商品・権利・サービスの種類によっては、当社の承認が必要となることがあり、この場合、加盟店が当社に対してカード利用の可否について確認をし、確認の内容によっては、当社は、カードの利用をお断りすることがあります。
- (5)会員は、現金化を目的として商品、サービスまたは流通する紙幣・貨幣(記念通貨を除きます。)の購入等にカードを利用することはできません。
- (6)当社は、ショッピング利用により会員が加盟店に対し負担する債務を、立替払いするものとし、会員はこれを承認します。なお、当社は加盟店によっては、ショッピング利用により加盟店が会員に対し有する債権を譲り受けることがあります。この場合、会員は上記の債権譲渡を承諾します。

#### 第9条(継続的サービス事業などに関する代金の支払い)

- (1)会員は、電話、インターネット接続、保険、電気、ガス、水道など(以下「継続的サービス」といいます。)の継続的な取引においては、会員が情報を事前に加盟店に登録するなどの方法により、カード利用を行うことができます。
- (2)会員は、会員番号・有効期限など加盟店に登録した情報に変更があったときは、その旨を加盟店に通知のうえ変更手続きを行うものとし、また、カードの更新やカード種別の変更等により会員番号・有効期限等が変更されたとき、もしくは会員資格の取消し、退会等によりカードが無効になった場合、当社が必要と認めるときには、当社が会員に代わって加盟店に対し会員番号・有効期限等の変更情報及び無効情報等を知照する場合があります。会員は承諾するものとし、また、
- (3)会員は、カードによる継続的サービスの支払いを中止する場合は、カード解約の有無にかかわらず継続的サービスを提供する加盟店の定める方法によりその旨を申出て承諾を得るものとします。
- (4)当社は、第14条または第16条による当社への支払いがなされない場合または第32条により会員資格を喪失した場合には、継続的サービスを提供する加盟店に対する立替払いを中止することができます。この場合、当該契約が解約となっても、当社は責任を負いません。なお、会員は、契約の継続を希望する場合、直接継続的サービスを提供する加盟店との間で手続きを行うものとします。
- (5)会員は、本規約の条項のほか、継続的サービスを提供する加盟店が定める規約等の諸条項を守ることを承諾していただきます。
- (6)①ないし⑤の規定は、会員が、各種税金、社会保険料等の公金の支払いをカードにより行う場合にも準用します。

#### 第10条(商品・権利の所有権)

- (1)商品・権利の所有権は、当社が第8条(6)の規定に従い加盟店に会員の債務を立替払いした時、または加盟店の会員に対する債権を譲り受けた時に当社に移転します。
- (2)会員は、商品・権利に関するショッピングの利用代金を完済するまでの間、当社がその所有権を留保することを承認します。

#### 第11条(見本・カタログなどと現物の相違)

会員は、見本・カタログなどにより商品・権利・サービスなどを購入した場合、引渡しを受けた商品・権利、提供を受けたサービスなどが見本・カタログなどと相違するときは、加盟店に対し商品などの交換を申出るまたは契約の解除をすることができます。

#### 第12条(支払停止の抗弁)

- (1)会員は、購入する商品・権利または提供を受けるサービスについて以下に定める事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、その事由の存する商品・権利またはサービスに関するショッピングの利用代金について、支払を停止することができます。
  - ①商品・権利の引渡し、またはサービスの提供がなされないこと。
  - ②商品・権利またはサービスに破損・汚損・故障その他の瑕疵があること。
  - ③その他商品・権利の販売またはサービスの提供について、加盟店



- に対して生じている抗弁事由があること。
- (2) 当社は、会員が(1)に定める支払の停止を行う旨を当社に申出たときは、直ちに所要の手続きをとります。
- (3) 会員は、(2)に定める申出をしようとするときは、(1)に定める事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めます。
- (4) 会員は、(2)に定める申出をしたときは、速やかに(1)に定める事由を記載した書面(資料がある場合には資料を添付すること。)を当社に提出するよう努めます。また当社が(1)に定める事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力します。
- (5) 会員は、(1)の規定にかかわらず、以下に定めるいずれかに該当するときは、支払を停止することはできません。
- ①商品もしくは指定権利を販売する契約または役務を提供する契約(連鎖販売個人契約および業務提供誘引販売個人契約にかかるものを除きます。)であって、会員が営業のためにもしくは営業として締結するものであるとき。
  - ②1回のカード利用による商品・権利の購入、サービスの提供の現金価格が3万8千円に満たないとき。
  - ③会員による支払の停止が信義に反すると認められるとき。
  - ④第24条に定める海外の加盟店でカードを利用したとき。
  - ⑤(1)①ないし③の事由が会員の責めに帰すべきとき。
- (6) 会員は、当社がショッピングの利用代金から(1)による支払停止額に相当する金額を差し引いて請求したときは、差し引き後のショッピングの利用代金の支払を継続するものとします。

### 第3章 キャッシング

#### 第13条(キャッシング利用の方法および勧誘の承諾)

- (1) 会員は、以下に定める方法により、キャッシング利用を行うことができます。
- ①当社の指定する現金自動支払機、現金自動預払機(以下総称して「CD・ATM」といいます。)にカードの挿入、暗証番号の入力、その他当社の定める操作をすること。
  - ②当社または提携カード会社の提携する金融機関などで所定の手続きをすること。
  - ③当社に対し電話または会員専用ネットサービスにより所定の申込手続きをすること。
  - ④その他当社の定める方法をとること。
- (2) キャッシング利用の融資金は、1回1万円単位とし、海外で利用した場合は現地通貨単位とします。なお、本規約に基づく既存のキャッシング利用の融資金残高がある場合において、会員がキャッシング利用を行うときは、当該キャッシング利用額と既存の融資金残高(元本のみ)の合計額を新たな融資金額とします。
- (3) 当社は、会員のカード利用状況、信用状態などに応じ、キャッシング利用を認めないことがあります。
- (4) 会員は、当社が会員に対してキャッシング利用(貸付の契約)にかかる勧誘を行うことを承諾します。

### 第4章 利用代金の支払/融資金の返済

#### 第14条(ショッピングの利用代金の支払方法)

- (1) ショッピングの利用代金の支払方法はすべて残高スライド元利定額方式のリボルビング払い(以下「リボ払い」といいます。)となります。ショッピングの利用代金とは、当社が第8条(6)の規定に基づき加盟店に立替払いした債務の金額、または当社が加盟店から譲り受けた債権の金額をいいます。
- (2) ショッピングの利用残高は、ショッピングの利用代金の合計額から、会員が(3)および第20条(1)の規定により既に支払った弁済金のうち利用代金に充当した金額の合計額を差し引いた金額をいいます。
- (3) 当社は、毎月末日(以下「締切日」といいます。)にショッピングの利用残高を締切ります。会員は、締切日の属する月の翌々月1日(当日が銀行などの休業日のときは翌営業日。以下「決済日」といいます。)において、ショッピング利用のあった月の締切日における利用残高に応じて下記に定める金額の弁済金(以下「弁済金」といいます。)を当社に支払います(事務上の都合により、決済日後に弁済金のお支払いとなることがあります。)

利用残高	弁済金(支払金額)
1円~100,000円	3,000円
100,001円~150,000円	4,500円
150,001円~200,000円	5,000円
200,001円~250,000円	7,500円
250,001円以上は50,000円増すごとに支払金額1,500円ずつ加算	

注1: 利用残高と第15条に定めるショッピング手数料の合計額が、弁済金に満たない場合は、その合計額がお支払金額となります。

注2: 新たなショッピング利用がないときは、前回と同額のお支払金額となります。

注3: 別途会員が他コースを指定し当社が認めた場合は、当社が認めた当該コースの適用となります。

(4) (3)に定める弁済金には、第15条に定めるショッピング手数料を含みます。なお、ショッピング手数料は、お支払日の翌日より次回支払日迄の期間(日数)に対し1年を365日とする日割計算とします。

<お支払例>

5月20日に50,000円ご利用の場合(5月31日締切日ご利用残高50,000円)

①6月1日以降新たにご利用がなかった場合

①-1 7月1日のお支払い  
 弁済金 : 3,000円(第14条(3)の表による)  
 手数料充充分 : 0円(第15条による)  
 ご利用代金充充分 : 3,000円-0円=3,000円

①-2 8月1日のお支払い  
 弁済金 : 3,000円(第14条(3)の表による)  
 手数料充充分 : 47,000円×18.0%×31日÷365日=718円  
 ご利用代金充充分 : 3,000円-718円=2,282円

①-3 9月以降は、前回と同額のお支払金額となります。

②6月20日に新たに60,000円ご利用があった場合(6月30日締切日ご利用残高110,000円)

②-1 7月1日のお支払いは、上記①-1と同じ弁済金となります。

②-2 8月1日のお支払い  
 弁済金 : 4,500円(第14条(3)の表による)  
 手数料充充分 : 47,000円×18.0%×31日÷365日=718円  
 ご利用代金充充分 : 4,500円-718円=3,782円

②-3 9月以降は、前回と同額のお支払金額となります(7月1日以降新たにご利用がなかった場合)。

#### 第15条(ショッピング手数料)

会員は、ショッピングの利用残高に対し、締切日の翌日から完済日まで実質年率18.0%(1年を365日とする日割計算となります。)のショッピング手数料を支払います。なお、ショッピング利用後、最初に訪れる締切日の翌日からこれに対応する決済日までの期間は、ショッピング手数料を免除します。

#### 第16条(キャッシング利用の融資金の返済方法)

(1) キャッシング利用の融資金の返済方法はすべてリボ払いとなります。キャッシング利用の融資金とは、当社が第13条に基づき会員に貸付けた融資金の金額をいいます。会員は、第13条(1)に定めるCD・ATMでの操作の際に一括払いを選択しても、キャッシング利用の融資金の返済方法はすべてリボ払いとなることを承諾します。

(2) キャッシング利用の融資金残高は、キャッシング利用の融資金から、会員が(3)および第20条(1)の規定により既に返済した返済金のうち融資金に充当した金額の合計額を差し引いた金額をいいます。

(3) 当社は、毎月末日(以下「締切日」といいます。)にキャッシングの利用残高を締切ります。会員は、決済日において、キャッシング利用のあった月の締切日における融資金残高に応じて下記に定める金額の返済金(以下「返済金」といいます。)を当社に支払います(1年を365日とする日割計算とします。)。ただし、融資利率が異なる融資金残高がある場合は、各融資利率ごとに計算されます。

融資金残高	返済金(支払金額)
1円~ 50,000円	3,000円
50,001円~100,000円	4,000円
100,001円~150,000円	6,000円
150,001円~200,000円	8,000円
200,001円~250,000円	10,000円
250,001円~400,000円	12,000円
400,001円以上は100,000円増すごとに支払金額3,000円ずつ加算	

注1: 融資金残高と第17条(1)に定めるキャッシングの利息の合計額が、返済金に満たない場合は、その合計額がお支払金額となります。

注2: キャッシングの利息が返済金相当額を超える場合は、当該キャッシング利息の相当額が返済金となります。

注3: 新たなキャッシング利用がないときは、前回と同額のお支払金額となります(注2の場合を除きます。)

注4: 別途会員が他コースを指定し当社が認めた場合は、当社が認めた当該コースの適用となります。

(4) (3)に定める返済金には、第17条(1)に定めるキャッシングの利息を含みます。

<お支払例>

5月20日に100,000円ご利用の場合(5月31日締切日ご利用残高100,000円)

7月1日のお支払い  
 返済金 : 4,000円(第16条(3)の表による)  
 利息充充分 : 100,000円×43日×17.95%÷365日=2,114円  
 (第17条による)  
 ご利用代金充充分 : 4,000円-2,114円=1,886円  
 お支払後のご利用残高 : 100,000円-1,886円=98,114円

#### 第17条(キャッシングの利息)

(1) 会員は、キャッシング利用の融資金に対し、キャッシング利用の当日から完済日まで実質年率14.95~17.95%(1年を365日とする日割計算とします。)の利息を支払います。なお、利息制限法で定められた利率を超えた利息について、支払い義務はありません。

(2) キャッシングの利息は、次の計算方法により算出します。

<1回目のお支払い>  
 利息=締切日残高×ご利用日当日から初回支払日までの日数×実質年率÷365日

<2回目以降のお支払い>  
 利息=締切日残高×前回支払日の翌日から今回支払日までの日数×実質年率÷365日  
 (1年を365日とする日割計算とします。)

#### 第18条(決済金の請求、明細など)

(1) 会員が当社に支払う弁済金、返済金を総称して「決済金」、決済金を支払うことを「決済する」といいます。

(2) 当社は、締切日後、以下に定めるいずれかのうち、会員が指定した方法により、会員に対し決済日の決済金額、ならびに前回の締切日から今回の締切日までの間のショッピングおよびキャッシングの利用明細をお知らせします。

①当社が定めるインターネット・ホームページ(以下「当社のホームページ」といいます。)の会員専用の取引欄に上記の情報を掲載すること。この場合、当社は、会員の指定した電子メールアドレス(以下「会員の電子メールアドレス」といいます。)に宛て上記の掲載を通知するものとし、会員は、速やかに当社のホームページにアクセスし、掲載された情報を確認します。

□当社のホームページのアドレスは後記表示のとおりです。

②会員の届出住所地に宛て郵送すること。なお、会員の申出があり当社が認めた場合には、会員の届出住所地以外の場所に宛て郵送を行います。

③その他、当社の定める方法により上記の情報を掲載すること。この場合、会員は、速やかにその掲載された情報を確認します。

(3) 会員は、当社から(2)①に定める掲載の通知を受け、または(2)②に



定める郵送を受けた日から10日以内に異議の申出をしないときは、決済日の決済金額および利用明細の記載内容を承認したものとみなします。また、会員の支払遅延等により利用明細等での通知ができない場合があります。

- (4) 当社は、会員が本規約に基づき当社に支払う決済金以外の金銭(以下「決済金以外の金銭」といいます。)を締切日に締切り、(2)に定める方法により会員に対しお知らせします。(このお知らせについては(3)を準用します。)。この場合、会員は、決済日において、決済金に加え、決済金以外の金銭を支払います。
- (5) 会員は、貸金業法に定めるカードキャッシングに関する一定期間のご利用(利息制限法で定める利率でのカードキャッシングのご利用に限ります。)(またはお支払いに関するお知らせについて、当社が書面で通知することを同意します。ただし、法令などにより認められない場合はこの限りではありません。)
- (6) キャッシングのご利用の際に当社が会員に通知する書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日または返済金額が、当該書面に記載する貸付けの後に行われる貸付けその他の事由により変動する場合があります。

### 第19条(決済の方法)

会員は、会員が当社に届出た銀行預金口座などからの口座振替など(当社が別途指定する方法を含みます。))により決済します。なお、事務の都合、または金融機関などの約定により、決済日後に口座振替がなされることがあります。会員は、会員が指定した金融機関等の口座の残高不足等により、決済日に口座振替ができない場合、当社が、金融機関等に決済日以降の任意の日において、決済金の全額または一部につき再度口座振替依頼を行う場合があることを承諾します。

### 第20条(増額決済、繰り上げ決済)

- (1) ショッピングの利用代金、およびキャッシング利用の融資金の決済方法は、すべてリボ払いとなりますが、会員は、以下に定める方法により、増額決済もしくは繰り上げ決済を行うことができるものとします。なお、キャッシングの利用当日に返済金を支払った場合でも、会員は1日分の利息を支払うものとします。
- (2) (1)に定める増額決済を行う場合は、以下に定める方法により行うものとし、この場合、決済金額の上限はありません。
- ① パソコンや携帯サイトから当社のホームページにアクセスし、または電話【ご連絡先(ポケットカード株式会社 お客様センター)は後記表示のとおりです。】にて増額決済を設定します。
- ② 全額の決済を設定される場合は、当月のみの設定のほか、翌月以降も継続して全額決済を設定することが可能となります。増額決済の設定は当月のみの設定となり、翌月以降も増額決済を希望される場合は、その都度増額決済の設定が必要となります。
- ③ 増額決済の設定取扱期間は、原則として増額決済を希望する決済日の前月11日から決済日の4営業日前の前日までとなります(ただし、一部金融機関により異なる場合があります。)
- ④ 増額決済の設定(全額決済を継続する設定を含みます。))の解除は、①に準ずる方法により行っていただきます。

### 第21条(決済金の充当方法)

- (1) 会員が決済した決済金(第20条に定める決済を含みます。))および決済金以外の金銭は、法律で認められる範囲において、当社が定める方法により債務の充当をしても、会員は異議がないものとします。なお、そのお支払いが、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの期限未到来債務にも充当できるものとします。ただし、支払停止の抗弁にかかわる充当順序については、割賦販売法で定められている順序といたします。
- (2) 当社から返金予定の会員で、翌月以降のお支払いがある場合、会員から申出がなかったときは、当社は、会員が当該返金金額を翌月以降のお支払いに充当する旨の申出を受けたものとして取り扱うものとします。ただし、会員から別段の意思表示があった場合はこの限りではないものとします。

### 第22条(遅延損害金)

- (1) 会員が弁済金の支払を遅滞したときは、当該弁済金に対し支払期日の翌日から支払日まで、また第31条により期限の利益を喪失したときは、期限の利益を喪失した日から完済日まで、実質年率14.6%(1年を365日とする日割計算とします。))を乗じた遅延損害金を支払いま

す。

- (2) 会員が返済金の支払を遅滞したときは、キャッシングの未払残債務(元本分)に対し支払期日の翌日から支払日まで、また第31条により期限の利益を喪失したときは、期限の利益を喪失した日から完済日まで、実質年率19.94%(1年を365日とする日割計算とします。))の遅延損害金を支払います。

### 第23条(費用)

会員は、以下に定める費用、税金を負担します。

- ① 決済金の決済の費用。  
② 公租公課の支払に充てられるべきもの(本規約に基づき当社に支払う金銭に対し課せられる消費税など。)  
③ 強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続きの費用その他公の機関が行う手続きに関してその機関に支払うべきもの。  
④ 会員が、キャッシング利用の融資金の受領、および決済金の決済のために利用する、現金自動支払機その他の機械の利用料(政令で定める額の範囲内のものに限ります。))。

### ●キャッシング利用1回あたりのCD・ATM手数料

ご利用金額	手数料
1万円以下の場合	110円(税込み)
1万円超の場合	220円(税込み)

- ⑤ 口座振替によるお支払いの場合で、当社が会員の都合により決済日に口座振替がなされなかったために金融機関に決済日以降の口座振替の依頼をした場合の口座振替に要する費用。  
⑥ 会員の都合により次の手続きを行った場合の当社所定の費用。  
(a) カードの再発行。  
(b) 当社が会員に振込用紙を送付した場合。  
(c) 当社が会員に当社所定の振込先案内書を送付した場合。  
(d) 当社が法令の規定に基づき交付した書面を再交付した場合。  
⑦ 当社より書面による催告を受けたときは、当該催告に要した費用。

## 第5章 一般条項

### 第24条(海外におけるカード利用)

- (1) 会員は、当社が認めるときは、第8条に定める提携カード会社の海外の加盟店においてカードを利用することができます。
- (2) 海外におけるカードの利用によるショッピングの利用代金またはキャッシングの融資金が外貨建てのときは、当社および提携カード会社の定める方法により、これを円貨に換算します。また、事務処理に関する費用が加算されることがあります。
- (3) 海外におけるキャッシングによる融資金は、当社または提携カード会社の定める現地通貨単位となります。
- (4) 当社は、海外におけるカードの利用について、カードの利用可能枠、ショッピング手数料・キャッシングの利息などについて、本規約とは別の規定を設けることがあります。
- (5) 海外におけるカードの利用については、外国為替および外国貿易法などの法律が適用されます。

### 第25条(本規約の告知)

本規約は、カード送付時に添付するほか、当社のホームページに掲載するなどの方法により、会員または入会申込者に告知します。

□当社のホームページのアドレスは後記表示のとおりです。

### 第26条(本規約の適用、変更)

- (1) 当社は、本規約の一部もしくは全部を変更する場合は、第25条に定める告知もしくは第34条に定める通知により会員にその内容を知らせいたします。お知らせ後に会員がカードを利用された場合、またはお知らせ後1ヶ月の経過をもって、当社は、会員が内容を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本規約を改定する場合には、当該法令に定める手続きによる改定も可能なものとします。
- (2) 前項に基づく規約の改定に異議がある会員は、当社に対して退会の申出を行うことができ、当社は、この申出を承諾します。

### 第27条(ショッピング手数料などの計算、変更)

- (1) 本規約に定めるショッピング手数料、キャッシングの利息、遅延損害金などの計算については、本規約に特別の定めがある場合を除き、1年を365日とする日割計算を行います。
- (2) 当社は、本規約に定めるショッピング手数料、キャッシングの利息、遅

延損害金などの率、弁済金および返済金の金額を、金融情勢の変動その他相当の事由のある場合には、変更することがあります。当社から会員に変更をお知らせした後は、変更後の利用から変更後の率、金額が適用されます。

### 第28条(カードの紛失・盗難等の場合の責任と損害てん補)

- (1) 会員は、カードを紛失し、または盗難等にあった場合(以下「紛失・盗難等」といいます。))は、すみやかにその旨を当社へ連絡し、最寄りの警察署または交番に届け出るとともに、当社へも当社所定の書面を提出していただきます。会員またはカード拾得者等より紛失、盗難、拾得の届出を受けた場合、当社にて会員の同意なくカード利用を停止する場合があります。
- (2) カードの紛失・盗難等により、カードまたはカード情報が第三者に不正に使用された場合の損害は、会員の負担となります。ただし当社は、会員が所定の手続きを取った場合、次のいずれかに該当する場合は除いて、この不正使用により受ける損害をてん補します。
- ① 会員の故意または重大な過失に起因する場合。  
② 会員の家族、同居人、留守人または代理人など、会員の関係者による使用に起因する場合。  
③ 本規約に違反している状態において、紛失・盗難等が生じた場合。  
④ カードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合。  
⑤ 当社に登録した暗証番号が使用された場合(当社に責めがある場合は除きます。))。
- ⑥ 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱に乗じてなされた不正使用等の場合。  
⑦ (1)に基づく紛失・盗難等の届出を当社が受理した日より61日以前に生じた損害である場合。  
⑧ 紛失・盗難等または被害状況の届出が虚偽であった場合。  
⑨ 会員が、当社の請求する書類を提出しなかったり、提出した書類に不実の表示をした場合、または当社の被害調査に協力をしない場合。  
⑩ その他、会員が当社の指示に従わなかった場合。
- (3) カードの偽造によりカード情報が第三者に不正に使用された場合、会員は、偽造されたカードおよびカード情報の使用に関わるカード利用代金の支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は、被害状況等の調査に協力するものとします。ただし、会員に故意または過失があるときは、会員は、偽造されたカードおよびカード情報の利用代金について、支払いの責を負うものとします。

### 第29条(カードの再発行および差替え)

- (1) 紛失・盗難等、破損、汚損または滅失などによりカードが利用できなくなった場合、会員は、当社の定める手続きに従い再発行の申出を行い、当社が認めた場合はカードを再発行します。この場合、会員は、当社の定める再発行手数料を支払うものとします。
- (2) カードまたはカード情報の管理などにおいて、不正使用などを回避するために当社が必要と認めた場合には、会員は、カードの差替えに応じることを承諾します。

### 第30条(退会)

- (1) 会員は、カード会員を退会することを希望するときは、当社の定める手続きに従い、その届出をします。この場合、会員は当社に対するすべての支払債務を完済した時をもって、退会することになります。
- (2) 会員は、カード会員を退会したときは、当社が特に指定した場合を除き、貸与されたカードを利用不能の状態にして破棄するものとします。

### 第31条(期限の利益の喪失)

- (1) 会員は、以下に定めるいずれかの事由に当たる場合、当然に期限の利益を失い、当社に対する未払債務の全額を直ちに支払うものとします。
- ① 弁済金の支払を遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めた書面による催告を受けたにもかかわらず、その期限までに支払がなかったとき。  
② 商品等の購入等が会員にとって営業のため若しくは営業として締結するものであるなど割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引となる場合で、弁済金の支払を1回でも遅滞したとき。  
③ 現金化を目的としたショッピングをするなどカードの利用状況が適当でないとき。  
④ 返済金の支払を1回でも遅滞したとき(利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有します。))。た



だし、カードショッピングに係る債務とカードキャッシングに係る債務が並存するときは、カードキャッシングに係る債務についてのみ期限の利益を失います。

⑤カードを第三者に貸与、譲渡、質入れ、または担保提供などし、もしくは商品の質入れ、譲渡、または賃貸など、当社のカードの所有権または商品の所有権を侵害する行為をしたとき。

⑥カード情報を第三者に不正に提供し、または使用させたとき。

⑦自ら振出し、または引受けた手形、小切手が不渡りになるなど、支払停止状態となったとき。

⑧差押、仮差押、仮処分、競売の申立てまたは租税公課の滞納処分を受けたとき。

⑨破産、民事再生、その他債務整理に関して裁判所の関与する手続きの申立を受けたとき、または自らこれらもしくは特定調停ほか金銭の調整に係る調停の申立をしたとき、もしくは債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が当社に到達したとき。

⑩本規約に基づく取引以外の当社との他の契約に基づく期限の利益を喪失したとき。

(2) 会員は、以下に定めるいずれかの事由に当たる場合、当社からの通知により当社に対するすべての債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払います。

①本規約に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。

②信用状態が著しく悪化したとき。

### 第32条(会員資格の喪失およびカードの一時利用停止など)

(1) 当社は、次のいずれかに該当した場合、特に会員に通知することなく、会員資格を取り消し、利用可能枠内であってもカードを一時利用停止し、または利用可能枠を変更する等の措置をとることができます。

①入会時または入会後に氏名、住所、勤務先等について虚偽の申告をした場合。

②当社所定の期間内に口座振替手続きが完了しない場合。

③第19条に定める支払いがない場合。

④第7条(3)に定める利用可能枠を超えてカードまたはカード情報を使用した場合。

⑤会員が貸金業法または日本貸金業協会自主規制基本規則に基づく収入証明書の徴求依頼を拒否した場合、もしくは収入証明書を偽造し、または虚偽の収入証明書を当社に提出した場合。

⑥犯罪収益移転防止法に基づく本人確認書類その他当社が必要と認める書類の提出を求めたにもかかわらず、所定の期日までにその提示・提出等がない場合。

⑦会員が有効な運転免許証の交付を受けている場合において、当社が会員に対し運転免許証の番号を届出するよう通知したにもかかわらず、所定の期日までにその届出がない場合。

⑧会員が個人事業主の場合、当社による事業計画書、収支計画書、資金計画書およびその他書類(以下「計画書等」といいます。)の徴求依頼を拒否した場合、もしくは虚偽の計画書等を当社に提出した場合。

⑨会員が第31条(1)および(2)の各号のいずれかに該当した場合。

⑩第28条(1)の届出後、カードの再発行の届出を行わずに一定期間経過した場合。

⑪第33条により会員資格の取消、カードの利用の一時停止または利用可能枠の変更等の措置をとる場合。

⑫貸金業法およびその他の法令の定めにより、当社がカードキャッシングを停止する義務を負う場合。

⑬会員の信用状態が著しく悪化したまたは悪化のおそれがあると当社が判断した場合。

⑭現金化を目的とした商品・サービスの購入の疑い等、会員のカードの利用状況が適当でないまたは不審であると当社が判断した場合。

⑮第39条(1)各号のいずれかに該当し、もしくは同条(2)各号のいずれかに該当し、または、同条(1)の規定に基づく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。

⑯会員が死亡した場合、または会員の親族等から会員が死亡した旨の届出があった場合。

⑰当社に対して暴力的な行為、脅迫的な言動、不当な要求をし、または当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害する等の行為があった場合。

⑱第35条に違反されたことにより、当社から会員への連絡が不可能と判断した場合。

⑲会員が、当社から2枚以上のカード等の貸与を受けている場合で、他のカードについて前各号の事項のいずれかに該当した場合。

⑳その他以下に定めるいずれかに該当し、またはそのおそれがあると当社が判断した場合。

①当社が把握する会員の年収情報や、職業、年齢等の属性情報等から想定される利用金額または利用頻度を著しく超える利用金額または利用頻度でなされたカードの利用。

②カードの利用頻度、利用後の取引の状況その他の客観的事情に照らし、ポイントその他の付帯サービスに係る利益を得ることを主たる目的とするカードの利用。

③その他カードの利用先、購入商品、サービスの内容、利用金額、利用間隔、過去の利用内容、利用場所等に照らし、不正、不適切または不相当なカードの利用(第三者による場合も含みます。)

④その他会員資格を継続させることが不相当であると当社が判断した場合。

(2) (1)の場合、当社は、加盟店に当該カードの無効を通知することがあり、加盟店もしくは現金自動支払機または現金自動預払機等(以下「CD・ATM」といいます。)を通じてカードの回収を行うことができるものとします。また、当社がカードの返却を求めたときは、会員は直ちに当社の指定する方法により、カードを返却するものとします。なお、当社が当該カードの回収に要した一切の費用は、会員に負担していただきます。

(3) 会員は、会員の都合で退会する場合、当社宛に所定の届出を行った後、貸与されたカードを返却または使用不能の状態にして破棄するものとします。この場合、当社に対する債務の全額を支払ったときに退会したものとします。

(4) 会員は、会員資格喪失後においても、支払うべき債務がある場合、本規約の効力が維持され、これに基づいて当該債務を支払うものとします。

(5) 会員は、会員資格喪失後においても、当社が請求した場合は、カード盗難保険の申請手続きなど当社が依頼する事項について、これに応じる義務を負うものとします。

(6) カードの有効期限前に会員が退会した場合または会員資格が取り消された場合、会員は、その時点で当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。

### 第33条(会員の再審査)

(1) 当社は、会員に対して入会後定期、不定期の再審査を行うことがあります。当社が再審査を行うに際して、会員は、当社から請求があれば当社の求める資料などの提出に応じるものとします。

(2) 当社は、会員に対してカードの利用状況または信用状態により入会後に再審査を行うことがあります。当社は、再審査の結果に応じて、会員資格の取消、カードの利用の一時停止もしくは利用可能枠の変更等を行う場合または第3条(2)に定めるカードの更新もしくは第29条に定めるカードの再発行を行わない場合があります。

### 第34条(通知などの方法)

当社は、本規約に特別の定めがある場合を除き、本規約に基づく通知などを以下に定める方法により行います。

①会員の電子メールアドレスに電子情報を送信すること。この場合、通知などに関する情報を電子メールアドレスに発信した7日後に到達したものとみなします。会員が第35条に定める届出事項の変更を怠り、通知などが着信しなかったときは、届出事項の変更を怠ったことについて止むを得ない事情がある場合を除き、発信日の7日後に到達したものとみなします。

②会員の届出た住所に書面を郵送すること。この場合、会員が第35条に定める届出事項の変更を怠り、通知などが延着し、または到着しなかったときは、届出事項の変更を怠ったことについて止むを得ない事情がある場合を除き、通常到着すべき日に到着したものとみなします。

### 第35条(届出事項の変更など)

(1) 会員は、当社に届出た氏名、住所、電話番号、職業、勤務先(電話番号)・学校、電子メールアドレス、第19条に定める銀行預金口座などについて変更があった場合には、速やかに当社の定める方法に従い当社に届出するものとします。なお、届出がなされていない場合に、当社

が適正かつ適法な方法により取得した情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、変更の届出があったものとして取扱うことがあります。この場合、契約者は、当社の取扱いについて異議のないものとします。

(2) 会員は、(1)の届出を怠った場合、当社からの通知または送付書類などが延着または不到達となっても、当社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議を述べないものとします。ただし、住所の変更の届出を行わなかったことについて、止むを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

(3) 会員は、(1)の届出事項について、当社もしくは当社の委託する者が調査すること、または当社が確認を求めた際にすみやかに応じることを承諾します。

### 第36条(取引時確認の同意)

入会申込者は、入会申込みの際、当社から「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」といいます。)に基づき本人確認を求められることに関して、以下に定める事項に同意します。

①入会申込者は、運転免許証などの本人確認書類、または、その写し(以下総称して「本人確認書類など」といいます。)の提示・提出を求められたときは、これに協力すること。

②当社が、本人確認書類などの内容を確認すること、および本人確認書類などに基づき本人確認に関する記録簿を作成すること。

③当社は、入会申込者が提出した本人確認書類の写しを、犯罪収益移転防止法により、その保管が義務づけられているため、入会申込者に返却できないこと。

④入会申込者が本人確認にご協力いただけないときは、入会をお断りする場合やカードの利用を制限することがあること。

⑤当社が、犯罪収益移転防止法に基づき当社と提携する金融機関、提携企業等に本人確認業務を委託することがあること。

### 第37条(収入証明書の提出)

会員または入会申込者は、当社から源泉徴収票・所得証明などの収入、または収益その他資力を明らかにする書面(以下「収入証明書」といいます。)の提出を求められることに関して、以下に定める事項に同意します。

①会員または入会申込者は、収入証明書の提出を求められたときは、これに協力すること。

②当社が、会員または入会申込者が提出した収入証明書(以下「提出済収入証明書」といいます。)の内容を確認すること、および、提出済収入証明書を支払い能力の調査のために使用すること。

③当社は、提出済収入証明書を、会員または入会申込者に返却できないこと。

④会員または入会申込者が収入証明書の提出にご協力いただけないとき、あるいは収入証明書の提出にご協力いただいても提出済収入証明書の内容および支払い能力の調査結果によっては、当社が、キャッシング利用を認めない場合があること、またはキャッシング利用可能枠の設定において考慮する場合があること。

### 第38条(債権譲渡の承諾)

会員は、当社が会員に対する債権を必要に応じて、金融機関(その関連会社を含みます。)(または債権管理回収業に関する特別措置法に定める債権回収会社に譲渡もしくは質入その他の担保に供すること、譲渡した債権を再び譲り受けること、およびこれに伴い、債権管理に必要な情報を取得・提供することを承諾します。また、資産流動化の目的で他に譲渡する場合も同様とします。

### 第39条(反社会的勢力の排除)

(1) 会員(本条においては申込者を含みます。)は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

①暴力団

②暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

③暴力団準構成員

④暴力団関係企業

⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

⑥前各号の共生者

⑦その他前各号に準ずる者

(2) 会員は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する事項を行わないことを確約するものとします。



- ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または詐術、暴力を用いる行為
  - ④風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - ⑤その他前各号に準ずる行為
- (3) 会員が前2項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、会員に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員は、これに応じるものとします。
- (4) 当社は、会員が(1)または(2)の規定に違反している疑いがあると認められた場合には、会員によるカードの入会申込を謝絶、または本規約に基づくカードの利用を一時的に停止することができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。
- (5) 会員が、(1)または(2)の規定のいずれかに該当した場合、(1)もしくは(2)の規定に基づく確約に關して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または(3)の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、当社との契約を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちにこの契約を解除できるものとします。この場合、会員は、当社の通知または請求により期限の利益を失うとともに会員資格を喪失し、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
- (6) (5)の規定の適用により、当社に損失、損害または費用(以下総称して「損害等」といいます。)が生じた場合には、会員は、これを賠償する責任を負うものとします。また、(5)の規定の適用により、会員に損害等が生じた場合にも、会員は、当該損害等について当社に請求をしないものとします。
- (7) (5)の規定に基づきこの契約が解除された場合でも、当社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本規約の関連条項が適用されるものとします。

#### 第40条(準拠法)

本規約の成立、有効性、解釈、履行などに関しては日本国法が適用されます。

#### 第41条(合意管轄裁判所)

会員は、当社との間で紛争が発生し、訴訟の必要がある場合、会員の住所地、商品・権利・サービスなどの購入地または当社の本社、支店、営業所もしくはセンターの所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに合意します。

### 第6章 付加機能など

#### 第42条(付加機能)

当社は、カードにショッピング、キャッシング以外の機能を付加することができます。この場合、当社はその内容および規定を第25条に定める告知もしくは第34条に定める通知により会員にその内容をお知らせするものとし、会員は上記の規定に従い、付加された機能を利用します。会員は、当社の判断により、上記の内容および規定が変更されることを承認します。

#### 第43条(付帯サービス)

当社は、カード利用に付帯するサービスもしくは特典を付与することがあります。この場合、当社はその内容および規定を第25条に定める告知もしくは第34条に定める通知により会員にその内容をお知らせするものとし、会員は、上記の規定に従い、付帯サービスもしくは特典を利用します。会員は、当社の判断により、上記の内容および規定が変更されることを承認します。

#### <お問い合わせ窓口>

- カードの特典やカード利用、または本規約に関してのお問い合わせ、ご相談および本規約第12条に定める支払停止の抗弁については当社お客様センターにご連絡ください。

ポケットカード株式会社 お客様センター  
〒541-0048 大阪府大阪市中央区瓦町2-5-14  
電話番号：携帯電話から 0570-064-373  
携帯電話以外から 0120-12-9255

- 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードを利用した加盟店にご連絡ください。

#### <カード発行会社>

ポケットカード株式会社  
〒105-0011 東京都港区芝公園1-1-1  
登録番号 関東財務局長 第01301号  
日本貸金業協会会員 第002134号  
ホームページアドレス：https://www.pocketcard.co.jp

- 当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関は下記のとおりです。  
日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター  
〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15  
電話番号：0570-051-051
- 日本クレジット協会が定める自主規制規則における標準用語毎の読み替えについて  
日本クレジット協会が定める自主規制規則における標準用語は、カード発行のご案内、会員規約、ご利用代金明細書等において次の通り読み替えます。

日本クレジット協会が定める自主規制規則における標準用語	読み替え後の用語
現金販売価格、現金提供価格	ご利用金額、ショッピングご利用金額
包括信用購入あっせんの手数料	ショッピングリボ払い手数料、手数料
分割支払額、弁済金	ご請求金額、お支払金額
支払回数	支払区分

- 本規約に同意いただけない場合は、カードを半分に切ってその旨をお書き添えのうえ、当社までご返却ください。

### —— 個人情報の取扱いに関する同意条項 ——

#### 第1条(個人情報の収集・保有・利用)

- (1) 申込者および会員(以下「会員等」といいます。)ならびに会員等の配偶者(ただし、配偶者貸付を行う場合に限りません。以下同じ。)は、本契約(本申込みを含みます。以下同じ。)を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理(債権回収を含みます。)のため、以下の情報(以下総称して「個人情報」といいます。)をポケットカード株式会社(以下「当社」といいます。)が保護措置を講じたうえで収集・保有・利用することに同意します。
  - ① 会員等が所定の申込書に記載した、または申込時、あるいは、その後提出した書面等に記載された会員等および会員等の配偶者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、学校、電子メールアドレス(ショート・メッセージ・サービス)の利用が可能な電話番号等も含みます。)、住居状況、家族構成および会員等が届け出た事項(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。))
  - ② 本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、振替口座、利用可能枠等。
  - ③ 本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況、電話・電子メール・当社ホームページ上の会員専用ページ等により当社が知り得た情報等(音声記録等も含みます。))およびお届けいただいた電話番号の有効性(通話可能か否か)に関する情報。
  - ④ 本契約に関する会員等および会員等の配偶者の支払能力・返済能力を調査するためまたは支払途上における支払能力・返済能力を調査するため、会員等および会員等の配偶者が申告(公的証明書類等に記載された情報の提示・提出を含みます。))を行った会員等および会員等の配偶者の資産、負債、収入、支出ならびに当社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況。
  - ⑤ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」といいます。))に基づいて、会員等の運転免許証、パスポート等により、本人確認を行った際に収集した情報。
  - ⑥ 住民票等を取得した場合はその際に収集した情報。
  - ⑦ 官報や電話帳等一般に公開されている情報。
- (2) 会員等は、当社が本契約に関する支払状況の管理業務の一部または全部あるいは当社の事務を委託する場合に、当社が(1)により収集した(1)①ないし⑦の個人情報を保護措置を講じたうえで、当該委

託先に提供し、当該委託先が委託目的の範囲内で利用することに同意します。また当社が「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づく債権回収会社等に債権回収の委託(債権譲渡も含みます。)をする場合、当社が(1)により収集した(1)①ないし⑦の個人情報を保護措置を講じたうえで、債権回収会社等に提供し、当該債権回収会社等がその委託目的の範囲内で利用することに同意します。

#### 第2条(個人情報の利用)

会員等は、当社が下記の目的のために前条(1)①ないし③の個人情報を利用することに同意します。

- ① クレジットカード事業(融資関連事業を含みます。以下同じ。)におけるカードの機能、特典・サービスの提供、宣伝物・印刷物の送付等(郵便、電話、電子メール等の方法によるものとします。以下同じ。)の営業案内、市場調査、商品開発に利用する場合。
- ② 個別信用購入あっせん業、集金代行業および保証業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、関連するアフターサービス、市場調査、商品開発に利用する場合。
- ③ 保険代理店事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、関連するアフターサービス、市場調査、商品開発に利用する場合。
- ④ 金融商品仲介業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、関連するアフターサービス、市場調査、商品開発に利用する場合。
- ⑤ クレジットカード事業、個別信用購入あっせん業、集金代行業、保証業、保険代理店事業、金融商品仲介業における提携会社等から受託して行う宣伝物・印刷物の送付等の営業案内。

上記の具体的な事業内容については当社ホームページ(https://www.pocketcard.co.jp)で公表しております。

#### 第3条(個人信用情報機関への登録・利用)

- (1) 会員等および会員等の配偶者は、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、会員等および会員等の配偶者の個人情報登録されている場合には、割賦販売法および貸金業法により、会員等および会員等の配偶者の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
- (2) 会員等および会員等の配偶者は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく会員等および会員等の配偶者の個人情報が、当社の加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、会員等および会員等の配偶者の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間	
	(株)シー・アイ・シー	(株)日本信用情報機構
① 本人を特定するための情報	登録情報②、③、④のいずれかが登録されている期間	
② 本契約に関する申込みをした事実	当社が当該個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	照会日から6ヶ月以内
③ 本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内	契約継続中および契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実にかかる情報については当該事実の発生日から1年以内)
④ 債務の支払いを延滞した事実等	契約期間中および契約終了後5年間	契約継続中および契約終了後5年以内

- (3) 当社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、ホームページアドレスおよび登録情報は以下のとおりです。また本契約の契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し同意を得るものとします。  
名称：(株)シー・アイ・シー  
(割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関)  
住所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7  
新宿ファーストウエスト15階



電話番号：0120-810-414

ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp

登録情報：氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報および会員等に配偶者がある場合の当該の婚姻関係に関する情報、等契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数等契約内容に関する情報、等利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等

※(株)シー・アイ・シーの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。

名称：(株)日本信用情報機構

(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

住所：〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号

住友不動産上野ビル5号館

電話番号：0570-055-955

ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp

登録情報：本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)および会員等と会員等の配偶者との婚姻関係にかかる情報契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名およびその数量等、支払回数等)返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等)、および取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)

※(株)日本信用情報機構の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。

(4)当社が加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関は、下記のとおりです。

(株)シー・アイ・シーおよび(株)日本信用情報機構と提携している個人信用情報機関

名称：全国銀行個人信用情報センター

住所：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号：03-3214-5020

ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同情報センターが開設しているホームページをご覧ください。

#### 第4条(個人情報の提供・利用)

(1)会員等は、当社が下記の場合に第1条(1)①②の個人情報を保護措置を講じたうえで提供し当該提携先が利用することに同意します。

●当社と個人情報の提供に関する契約を締結した当社の提携会社が、本同意条項末尾に記載の事業における利用目的により個人情報を利用する場合。

①本同意条項末尾に記載の事業における宣伝物・印刷物等の送付等の営業案内。

②本同意条項末尾に記載の事業におけるポイントの管理および特典・サービスの提供。

③本同意条項末尾に記載の事業における商品・サービス等の市場調査、商品開発。

(2)会員等は、当社が下記の場合に第1条(1)①②の個人情報(Tカード発行、Tポイントサービスの運営・管理のために必要な属性情報およびTポイント付与に必要な取引情報)を保護措置を講じたうえで提供し当該提携先が利用することに同意します。

●当社と個人情報の提供に関する契約を締結したカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社(以下「CCC」といいます。))およびTポイント・ジャパン(以下「TPJ」といいます。))が、本同意条項末尾に記載の事業における利用目的により個人情報を利用する場合。

①本同意条項末尾に記載の事業におけるポイントの管理および特典・サービスの提供。

②本同意条項末尾に記載の事業における商品・サービス等の市場調査、商品開発。

③CCCが定めるT会員規約および個人情報保護方針等に定める利用目的のための利用。

(3)前2項の当該提携先等への個人情報の提供期間は、原則として本契約期間中および本契約終了日から1年間とします。なお、当該提携先等における個人情報の利用期間については各社にお問い合わせください。

#### 第5条(個人情報の公的機関等への提供)

会員等および会員等の配偶者は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため、当社が妥当と判断した場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。

#### 第6条(個人情報の開示・訂正・削除)

(1)会員等および会員等の配偶者は、当社および第3条で記載する個人信用情報機関ならびに第4条で記載する当社と個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

①当社に開示を求める場合には、第9条記載の窓口ご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。また開示請求手続きに関しましては、当社ホームページ(https://www.pocketcard.co.jp)によってもお知らせしております。

②個人信用情報機関に開示を求める場合には、第3条記載の個人信用情報機関に連絡してください。

③当社の提携会社等に開示を求める場合には、本同意条項末尾に記載の提携会社等に連絡してください。

(2)万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社はすみやかに利用目的の達成に必要な範囲内で訂正または削除に応じるものとします。

#### 第7条(本同意条項に不同意の場合)

当社は会員等が本契約の必要な記載事項(申込書表面で会員等が記載すべき事項)の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合本契約をお断りすることがあります。ただし、本同意条項第2条または第4条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

#### 第8条(利用・提供中止の申出)

本同意条項第2条および第4条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、他社への提供を中止する措置を取ります。ただし、当社が送付する請求書等に記載される営業案内および同封される宣伝物・印刷物についてはこの限りではありません。

#### 第9条(個人情報の取扱いに関する問い合わせ窓口)

会員等は、当社に対して、保有する自身の個人情報について、利用目的の通知、または開示を求めることができます。またその結果、必要な場合は、当社に内容の訂正、追加、削除、利用の停止、消去、第三者への提供の停止および苦情・相談を申し付けることができます。

当社では、これらを受け付けた場合、適切かつ迅速に対応させていただきます。また、そのための窓口を以下のとおり開設しています。

ポケットカード株式会社 お客様センター  
個人情報保護管理者：お客様センター長  
〒541-0048 大阪府大阪市中央区瓦町2-5-14  
電話番号：携帯電話から 0570-064-373  
携帯電話以外から 0120-12-9255

#### 第10条(本契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても、本申込みをした事実は、第1条および第3条(2)①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

#### 第11条(合意管轄裁判所)

会員等は、会員等と当社との間で、万一訴訟の必要が生じた場合は、会員等の住所地または当社の本社、支店、営業所もしくはセンター所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意します。

#### 第12条(条項の変更)

本同意条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

<個人情報の取扱いに関する同意条項第4条(1)に定める提携会社>

事業内容：家具・インテリア雑貨及びホームセンター商品の小売業

利用会社名：株式会社島忠

本社住所：〒338-8511

埼玉県さいたま市中央区上落合8丁目3番32号

電話番号：0120-185-558

ホームページアドレス：http://www.shimachu.co.jp

<個人情報の取扱いに関する同意条項第4条(2)に定める提携会社>

事業内容：書店事業を中心としたエンタテインメント事業、Tポイントを中心としたデータベース・マーケティング事業、ネットサービスや新たなプラットフォームサービスの企画・提案事業

利用会社名：カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

本社住所：〒150-0036 東京都渋谷区南平台町16番17号

電話番号：03-6800-4500

ホームページアドレス：https://www.ccc.co.jp/company/profile/

事業内容：Tポイントプログラム運営事業

利用会社名：Tポイント・ジャパン株式会社

本社住所：〒150-0036 東京都渋谷区南平台町16番17号

ホームページアドレス：http://www.tpoint-japan.com/

### 会員専用ネットサービス規約

#### 第1条(本規約の適用)

(1)本規約は、ポケットカード株式会社(以下「当社」といいます。)が発行したクレジットカード(以下「カード」といいます。)の会員規約(以下「会員規約」といいます。)に付随するもので、当社ホームページにあるカード会員(以下「会員」といいます。)専用のサイト(以下「ネットサービス」といいます。)を通じて提供されるサービス(以下「本サービス」といいます。)の内容、利用方法等を規定し、会員と当社との間の契約関係に適用されます。

(2)会員規約の内容と本規約の内容が異なる場合は、本サービスの提供を受けるために行う、または行った行為については、本規約の定める内容が優先して適用されるものとします。

#### 第2条(本規約の変更)

(1)当社は、会員への事前通知または承諾なくして、本規約の変更ができるものとします。

(2)本規約を変更した場合、以下のいずれかの方法により会員に告知します。

- ①会員の電子メールアドレス宛に電子メールを送信する方法
  - ②当社Webサイト上での公表による方法
  - ③その他当社が適当と判断する告知方法
- (3)第1項の変更については、変更後本サービスを利用した時点で会員は変更事項を了承したものとみなします。

#### 第3条(利用登録)

(1)本サービスの利用登録(以下「利用登録」といいます。)を行うことができる者は、会員とします。

(2)本サービスの利用を希望する会員は、本規約を承認のうえ、電子メールアドレス等所定の事項をあらかじめ当社に申請し、当社の利用承認を得るものとします。

#### 第4条(本サービスの内容)

当社は、会員に対し、本サービスとして、インターネット上で以下のサービスを提供するものとします。ただし、本サービスは会員により一部異なる場合があります。

- ①利用可能額照会、請求額照会等の照会サービス
- ②支払方法の変更手続き
- ③その他当社が提供するサービス

#### 第5条(IDおよびパスワード)

会員は、自己のIDおよびパスワードをネットサービスの指定のページに入力することにより、本サービスの提供を受けられるものとし、IDおよびパスワードの取扱いにあたっては、以下の事項を承諾するものとします。

- ①IDおよびパスワードは、会員のみが利用できるものとします。
- ②会員は、自己のIDおよびパスワードの管理ならびに使用について一切の責任を負うものとし、そのIDおよびパスワードを用いてなされた一切の行為およびその結果について、会員が行ったものとみなされるものとします。
- ③会員がIDおよびパスワードを失念した場合またはIDおよびパスワードが第三者に知られた場合、会員は直ちに当社にその旨を通知して、当社の指示に従うものとします。

④会員は、IDおよびパスワードを自己の責任において適宜変更することができるものとします。

⑤会員は、自己のIDおよびパスワードが使用されて当社または第三者に損害を与えた場合、会員の責任においてその損害を賠償しなければならないものとします。この場合、当社は、会員の故意過失の有無にかかわらず、いかなる責任も負わないものとします。

#### 第6条(会員への通知)

- (1)当社から会員に通知をする際には、会員の電子メールアドレス宛への電子メールの送付、または当社Webサイト上での公表、当社が適当と認めるその他の方法によって通知します。
- (2)電子メールによる通知の場合、会員が登録した電子メールアドレスにその内容を発信した時をもって、通知が完了したものとみなします。
- (3)当社Webサイト上で公表する場合、当社が当該通知を当社Webサイト上に公表した時をもって、通知が完了したものとみなします。

#### 第7条(禁止事項)

- (1)会員は、本規約に定める事項を遵守するほか、以下の各号に定める事項を本サービスにおいて行わないものとします。
  - ①会員として有する権利を第三者に譲渡または使用させること。
  - ②IDおよびパスワードを第三者に使用させること。
  - ③本サービスの利用によって取得した情報を商業的に利用すること。
  - ④本サービスの利用によって取得した情報または加工したものを当社の許可なく掲示・配布・配信などを行うこと。
  - ⑤本サービスの一部または全部を利用して、営利を目的とする活動を行うこと。
  - ⑥虚偽の内容を申請・登録すること。
  - ⑦本サービスにより利用し得る情報を改ざんすること。
  - ⑧有害なコンピュータプログラム等を送信し、または書き込む行為。
  - ⑨本サービスを提供する設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為。
  - ⑩当社または第三者に損害を与えること。
  - ⑪当社または第三者を誹謗・中傷したり、名誉・信頼を傷つけたりすること。
  - ⑫当社および本サービスの運営を妨げる行為またはそのおそれのある行為。
  - ⑬公序良俗に反する内容の情報・文書・図画・図形・音声などを本サービス上で公開すること。
  - ⑭法令に違反する行為または法令に違反する行為を助長する行為もしくはそれらのおそれのある行為。
  - ⑮その他、当社が不適当または不適切と判断する行為。
- (2)当社が本サービスの運営上不適当と判断した情報が本サービスに書き込まれ、または本サービスからのリンク先に書き込まれた場合、当社は会員その他当該情報の書き込みを行った者の承諾なしに、本サービスに掲載された当該情報を削除し、または張られたリンクを解除できるものとします。ただし、当社はこれらの情報の削除などをする義務および本サービス内の各ページにこれらの情報が掲載されているかどうかを監視する義務を負うものではありません。

#### 第8条(著作権などの尊重)

本サービスの内容、情報など、本サービスに含まれる著作権、商標その他の知的財産権などは、すべてその権利者に帰属するものとし、会員はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。

#### 第9条(本サービスの利用の停止または制限)

当社は、会員が次のいずれかに該当する場合、本サービスの利用の停止または会員の本サービス利用の制限を行うことができるものとします。

- ①カードの会員資格を喪失した場合、またはカードを退会した場合。
- ②会員が第7条(1)記載の各行為に及んだ場合。
- ③本規約に違反した場合。
- ④本サービスの利用に際し、必要とされる債務の支払または義務の履行を行わなかった場合。
- ⑤当社が別途定める期間以上の本サービスの利用がなかった場合。
- ⑥その他会員の利用状況、登録内容が不適当と判断した場合。

#### 第10条(免責事項)

当社は、本サービスの利用に関して、その内容・情報などの完全性、正確性、有用性などの保証を行うものではありません。また、当社は、本サービスの利用によって取得した情報または加工したものに起因して生じた会

員の損害について、一切責任を負わないものとします。

#### 第11条(本サービスの一時中断・中止)

当社は、サービス提供のための装置の保守点検・設備更新・運営上の必要、および天災・火災・災害・暴動・労働争議・装置の故障などの事由により、会員への事前通知なくして、本サービスの提供を中断することがあります。これによって会員に損害が生じても、当社はそれについて一切責任を負わないものとします。また、当社は、営業上その他の理由により本サービスを終了することがあります。

#### 第12条(本サービスの内容変更・追加)

当社は、会員への事前通知なくして、本サービスの内容を変更または追加をすることがあり、会員はこれを承諾するものとします。

#### 第13条(準拠法)

本規約などの成立、有効性、解釈、履行などに関しては日本国法が適用されます。

#### 第14条(合意管轄)

会員は、当社との間で、万一訴訟の必要が生じた場合は、会員の住所地または当社の本社、支店、営業所もしくはセンター所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意します。

## ポケットカード株式会社

〒105-0011 東京都港区芝公園1-1-1  
登録番号 関東財務局長 第01301号

4232

SHR001-07 2020.03-TT

